

# TRAFFIC SCOPE

「TRAFFIC SCOPE」は交通参加者の行動観察を通じて、ドライバーやライダー、自転車利用者、歩行者に守るべきルールがあることを再認識してもらうための連載記事です。

交通参加者の行動を観察する

## クルマは歩道を横切る直前に一時停止しているか？

### DATA 基礎情報

歩行者などの有無にかかわらず  
歩道の直前では一時停止

車両は車道を通行することになっているが、店舗の駐車場やガソリンスタンドなど道路外の施設へ出入りする時は例外として歩道や路側帯を横断することができる（道路交通法 第17条 第1項）。この歩道等の例外通行の際は、運転者に「歩道や路側

帯に入る直前で一時停止すること」「歩行者の通行を妨げないようにすること」の2つが義務づけられている（同 第2項）。特に、直前での一時停止は歩道に歩行者や自転車がいるいないにかかわらず行わなければならない。

今回は、クルマが歩道を横切る時に一時停止しているかについて、東京都内の店舗の駐車場と神奈川県内のガソリンスタンドの2カ所で観察した。

### WATCHING 観察

一時停止しようという  
意識は感じられなかった

観察場所 A は東京都青梅市内の河辺北通りにある店舗の駐車場出入口。通りを挟んでスーパーマーケットとドラッグストアがある。観察した1時間に111台中107台（96.4%）が歩道の直前で一時停止していなかった。一時停止をしたクルマは4台いたが、いずれも駐車場に入る際に前車がいたため、やむを得ず止まったというケースだった。

観察場所 B は神奈川県相模原市南区の国道16号沿いにある2つのガソリンスタンド。ここでは観察した1時間に87台中65台（74.7%）が歩道の直前で一時停止

していなかった。

どちらの観察場所も、車道から駐車場やガソリンスタンドに入る時に減速や徐行はしていたが、そもそも一時停止しようという意識がドライバーにないように感じられた。観察場所 A は歩道を通行する歩行者と自転車がまばらだったため、その傾向は顕著だった。また、出場する際は一時停止したとしても、歩道の直前ではなく歩道を越えて車道が見通せる場所だった。

観察場所 B のほうが観察場所 A に比べて一時停止する割合が高かったのは、歩道を通行する歩行者と自転車が多かったためである。一時停止したのは出る時、歩道にいる歩行者や自転車に気づいたケースだった。



歩行者の通行を妨げるクルマもいた（観察場所 A）

### ADVICE アドバイス

一時停止して歩道に歩行者や  
自転車がないか確かめる

このように観察場所 A、B ともに一時停止する車両は少ないという結果となった。歩行者が安心して通行できる場所であるはずの歩道でも事故は起きている。歩道に歩行者や自転車がないと思って見落としている可能性もある。いつも慣れている

道で歩行者や自転車はいないという思い込みも危険だ。道路外の施設へ出入りする際は、歩道や路側帯の直前で一時停止して安全確認をしなければならない。これは運転者の義務であることを再認識してほしい。

また、後続車は前車が急に駐車場などに入る際、歩道の直前で一時停止することを予測しておく必要がある。追突を回避するため、走行中は十分な車間距離をとることも重要だ。

### 観察結果

#### 観察場所 A

東京都青梅市師岡町  
観察日/12月6日(月)  
観察時間/13:00~14:00  
天候/曇り

#### ●クルマの一時停止状況(台)

歩道の手前で一時停止した	4台(3.6%)
歩道の手前で一時停止しなかった	107台(96.4%)
合計	111台

※入出場の延台数



多くのクルマが歩道を横切る時、減速や徐行はするもの一時停止はしていなかった



対向の直進車が道を譲ってくれたので急いで駐車場に入るクルマ



歩道の直前で一時停止するのは前車がいる場合に限られた

#### 観察場所 B

神奈川県相模原市南区  
観察日/12月6日(月)  
観察時間/15:45~16:45  
天候/曇り

#### ●クルマの一時停止状況(台)

歩道の手前で一時停止した	22台(25.3%)
歩道の手前で一時停止しなかった	65台(74.7%)
合計	87台

※入出場の延台数



ガソリンスタンドに入る時に一時停止はおろか徐行もしないクルマもいた



出る時は歩道を越えた場所で止まるクルマが多い



歩行者がいたため歩道の直前で一時停止するクルマ